

EVENT GUIDE

名称	日時	会場・受講料・入場料・定員等	主催・お問い合わせ先
第50回中小企業団体三重県大会	10/8(火) 13:30~	会場:アスト津 4階 アストホール (津市羽所町700番地)	企画振興課 TEL059-228-5195
事務局レベルUP! 講習会	11/19(火) 13:30~ 15:30~	【組合運営】Part 1 (1) 通常総会開催手続 (2) 通常総会終了後の手続 (3) その他総会及び理事会の運営	企画振興課 TEL059-228-5195
事務局レベルUP! 講習会	11/21(木) 13:30~ 15:30~	【組合運営】Part 2 (1) 定款変更手続 (2) 変更登記手続 (3) その他組合運営	企画振興課 TEL059-228-5195

パートタイム労働法に基づいた雇用管理を行いましょ

三重労働局雇用均等室
〒514-8524
津市島崎町327-2
TEL (059) 226-2318

パートタイム労働者とその働きや貢献に応じて、正社員と均衡のとれた待遇が確保されることを目指し、パートタイム労働法では事業主に対し以下の措置などを求めています。また、雇用均等室では雇用環境が整備されるよう事業主に指導やアドバイスを行ったり、事業主とパートタイム労働者との間で紛争が生じた場合、解決に向けたサポートを行っています。

- 雇入れの際、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を、文書等で明示しなければなりません(第6条)。
- 賃金(基本給、賞与、役付手当等)は、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努めなければなりません(第9条)。また、正社員と職務の内容、人材活用の仕組み等が同じパートタイム労働者に対しては、すべての待遇について差別的取り扱いをすることが禁止されています(第8条)。
- 正社員への転換を推進する措置を講じなければなりません(第12条)。

例:通常の労働者を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知する。 など

☆パートタイム労働者とは、週の所定労働時間が同事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い労働者をいいます。

ほっとひといき

(編集後記)

「伊勢たくあん」の取材を終え、学生時代にアルバイトでお漬物の販売をしたことを思い出しました。試食をすすめると「ご飯にお漬物があれば良いわ〜。」という言葉も良く聞きました。

人も、会社も、もっと元気に!

中退共済

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

中小企業組合の設立・運営のご相談は三重県中央会まで!

三重県中小企業団体中央会

〒514-0004

津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197

URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>

E-mail: webmaster@chuokai-mie.or.jp

【中央会の主な事業】

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など

●過去の「中小企業組合ほっと通信」の情報については●
三重県中小企業団体中央会のホームページ(<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>)でご覧いただけます。